

令和7年（行ウ）第20号、同32号 地位確認等請求事件

原告 株式会社長澤薬品外2名

被告 国（処分行政庁 厚生労働大臣）

証拠説明書 3（甲号証）

令和7年10月24日

東京地方裁判所民事第38部B1係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 西 浦 善 彦

同 弁護士 平 裕 介

同 弁護士 佐々木 悠 太

号 証	標 目	原 本・ 写	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
甲 22	録音データ	写し	R6. 12. 27	山下吉彦及び石田氏	甲13の音声。
甲 23	平成 29 年度における 保険医療機関等の指 導・監査等の実施状況	写し	2017 年	厚生労働省	平成29年度、薬局に 対する「個別指導」の 数は1675件であつ たこと。
甲 24	陳述書	原本	R7. 10. 20	原告株式会社長 澤薬品代表取締 役 長澤育弘	池袋セルフメディケー ションが2年で9回も の行政指導を受けてお り、池袋保健所職員に よる「零売は迷惑」と いった発言からもわか るとおり、「零売薬局」 という事業形態を狙い 撃ちした行政指導をさ れていたこと、 平成28年12月16 日に実施された立ち入 り検査では、男性2名、

					女性3名の合計5名の職員が池袋セルフメディケーションを訪れ、1時間ほどをかけて数百品目に及ぶ医薬品の全数調査を行ったこと等。
甲 25	陳述書	原本	R7. 10. 20	薬剤師 ■■■■■ ■■■■■	■■■■■が原告まゆみ薬局の前オーナーであり■■■■■が令和4年12月に、ホームページ制作会社に委託してまゆみ薬局のホームページを制作したこと等。
甲 26	グランドヘルス株式会社 ホームページ	写し	【閲覧日】 R7. 10. 22	原告グランドヘルス	原告グランドヘルスのホームページでは、乙21の3の2頁とは異なる画面が表示されることもあること。
甲 27	陳述書	原本	R7. 10. 20	原告グランドヘルス代表取締役 箱石智史	原告グランドヘルスは、駅のロータリーや繁華街の近くに店舗を構えるか大々的な広告をして集客したいと考えていたが、薬局医薬品通知が存在することから、上野駅前から離れた雑居ビルが立ち並ぶ人通りの多くない裏通りに店舗を構えたこと、原告グランドヘルスは店舗前に設置している看板について、他の調剤薬局が掲示しているのと同様に「処方箋なしで病院のお薬が買えます」という文字をより大きく目立たせたいが、不当な行政指導を受ける恐れがあることから、小さな文字での記載にとどめていること等。

甲 28	グーグルマップ（ストリートビュー）	写し	【閲覧日】 R7. 10. 23	原告訴訟代理人 弁護士 西浦善彦	原告グラウンドヘルスが上野駅前から離れた雑居ビルが立ち並ぶ人通りの多くない裏通りに店舗を構えたこと。
甲 29	写真	写し	R7. 10. 23	原告訴訟代理人 弁護士 西浦善彦	調剤薬局では「処方せん受付」を大きく掲示していること。
甲 30	薬事監視指導票	写し	R5. 12. 7	札幌市保健所医療政策課	札幌市保健所[] []に対して交付した薬事監視指導票に「処方箋医薬品以外の医療用医薬品の購入を消費者に促す広告は不適切なものであること」との記載があること。
甲 31	陳述書	原本	R7. 10. 23	[]	[]は、薬局開設以降、札幌市保健所からの零売薬局としての処方箋医薬品以外の医療用医薬品を処方箋なしで販売することは認めないという趣旨の訪問を度々受けていたこと、令和5年12月7日には、[]が訪れ、同薬局の看板を即時撤去するよう強く求め、さらに「処方箋医薬品以外の医療用医薬品の購入を消費者に促す広告は不適切なものであること」と令和4年通達の文言を引用した薬事監視指導票（甲30）を手交してきたこと等。
甲 32	薬事監視指導票	写し	平成 29 年 1 月 25 日	大阪市健康局	[]が交付された薬事監視指導票には、「薬局医薬品の取扱いについて（平成26年3月18日薬食発0

					318第4号厚生労働省医薬食品局長通知)を遵守すること」との記載があること。
甲 33	誓約書	写し	平成 29 年 1 月 25 日	訴外 ■■■■■ ■	■■■■■が記載を強制された誓約書には、「薬局の看板及び広告物に際しては、「薬局医薬品の取扱いについて」(平成26年3月18日付け薬食発0318第4号厚生労働省医薬食品局長通知)を理解した上で、新たな看板・広告物を作成し、薬局医薬品の販売について広告(標ぼう・暗示を含む)を一切行わないこと」との記載があること。
甲 34	陳述書	原本	R7. 10. 23	■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■	■■■■■が大阪市健康局薬事監視員■■■■■から、■■■■■の看板が薬局医薬品通知に違反していることから下ろすよう強く指摘され、強い口調で甲33の念書を書くよう求められたこと、■■■■■オープン後約3か月で9回もの立入検査を受けて零売薬局を辞めるよう強く言われたこと、零売薬局であるという理由で大手医薬品卸会社から取引を拒絶されていること等。
甲 35	ネット記事	写し	【閲覧日】 R7. 10. 23	原告訴訟代理人 弁護士 西浦善彦	■■■■■が大阪市健康局から、■■■■■の看板が薬局医薬品通知に違反していることから下ろすよう強く指摘され、強い口調で甲33の念書を書くよう

					求められたこと、 ██████████ オープン後 約3か月で9回もの立 入検査を受けて零売薬 局を辞めるよう強く言 われたこと等
甲 36	薬事監視指導票	写し	R4. 8. 5	訴外埼玉県 ██████████	██████████ から交 付された薬事監視指導 票には「一般人を対象 とする広告を行わない こと。令和4年8月5 日付け薬生発0805 第23号（処方箋医薬 品以外の医療用医薬品 の販売方法等の再周知 について）を確認し、 通知内容を遵守するこ と」との記載があるこ と。
甲 37	録音反訳	写し	R7. 10. 22	訴外株式会社ユ ウエスプランニ グ	厚生労働省医薬局総務 課薬事企画官らが、扇 柳氏らに対して、薬局 医薬品通知に基づいて 処方箋なしで処方箋医 薬品以外の医療用医薬 品を購入することがで きるといった趣旨の広 告をしないよう求め、 薬局医薬品通知等を薬 局が遵守しないと零売 自体を規制することを 示唆したこと等。
甲 38	陳述書	原本	R7. 10. 23	訴外オオギ薬局 代表者扇柳創輔	扇柳氏が厚生労働省に 呼び出され、同省医薬 局総務課薬事企画官か ら甲37の内容を強く 指導されたこと、 令和4年通知発出後 にも再度厚生労働省に 呼び出され、「なぜ前回 指導したことをやらの のか」、「ちゃんとや れ」などと高圧的な態 度で指導されたこと等。